

# 福井県食品衛生自主管理プログラム認証要綱

平成 17 年 2 月 10 日食衛第 87 号

一部改正 平成 18 年 10 月 2 日食衛第 872 号

一部改正 平成 19 年 9 月 28 日食衛第 836 号

一部改正 平成 20 年 10 月 30 日食衛第 957 号

一部改正 平成 21 年 9 月 28 日食衛第 886 号

## (目的)

**第 1 条** この要綱は、食品の製造、加工、調理または販売を行う施設であって、衛生的な設備を設けて一般的衛生管理および HACCP（危害分析・重要管理点）の手法に基づく一定水準以上の衛生管理を行っている施設を知事が認証することにより、食品事業者が自主的な衛生管理の取組みを推進し、県民の食生活の安全・安心を確保することを目的とする。

## (定義)

**第 2 条** この要綱において「施設」とは、食品または添加物の製造、加工、調理に係る施設をいう。

2 この要綱において「食品事業者」とは、食品もしくは添加物を製造し、加工し、調理し、販売することを営む者または学校、病院その他の施設において継続的に不特定もしくは多数の者に食品を供与する者で、別表 1 に掲げる施設を福井県内に有するものをいう。

3 この要綱において「認証」とは、第 5 条第 1 項に定める認証の基準（以下「認証基準」という。）を満たす衛生管理が行われていることを知事が認める行為をいう。

## (認証の対象施設の種類)

**第 3 条** 認証の対象となる施設の種類は、別表 1 のとおりとする。

## (認証の申請)

**第 4 条** 施設について認証を受けようとする食品事業者は、当該施設ごとに、福井県食品衛生自主管理プログラム認証申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に別表 2 に定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

## (認証の決定等)

**第 5 条** 知事は、前条の規定による認証の申請があった場合において、当該申請の内容が別表 3 に定める認証基準に適合していると認めるときは、認証しなければならない。ただし、認証を受けようとするものが、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に違反し、法第 5 4 条または第 5 5 条第 1 項の規定による処分を受け、その処分の日から 1 年を経過していないときは、認証しないことができる。

2 知事は、前項の規定により認証した場合には、当該申請者に対して福井県食品衛生自主管理プログラム認証書（様式第 2 号。以下「認証書」という。）を交付し、認証しない場合には

当該申請者に対してその旨およびその理由を通知する。

- 3 第1項の規定による認証は、認証した日から起算して3年を経過した日の属する月の末日までとし、その期間の経過によって、その効力を失う。

(認証の更新の申請)

- 第6条** 前条第3項の規定により認証の更新を受けようとする者は、当該認証の期間が満了する日の1月前までに、申請書に添付書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による認証の更新の申請に基づく認証の決定等については、第5条の規定を準用する。

(変更の届出)

- 第7条** 認証を受けた食品事業者（以下「認証事業者」という。）は、次の各号に掲げる事項を変更した場合には、速やかに知事に福井県食品衛生自主管理プログラム認証事項変更届出書（様式第3号）を提出しなければならない。
- (1) 認証事業者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
  - (2) 認証事業者の氏名（法人にあっては、その名称および代表者の氏名）
  - (3) 認証を受けた施設の名称
  - (4) 認証に係る申請の内容
- 2 前項第1号から第3号までの規定に該当する事項の変更にあつては、認証書を併せて提出するものとする。

(認証書の再交付等)

- 第8条** 認証事業者は、第5条第2項の規定により交付された認証書を紛失し、またはき損したときは、知事に認証書の再交付の申請をすることができる。
- 2 前項の規定により再交付を受けた認証事業者は、紛失した認証書を発見した場合は、速やかに知事にこれを返納しなければならない。

(廃止等の届出)

- 第9条** 認証事業者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに知事に廃止届出書（様式第4号）を提出しなければならない。
- (1) 認証を受けた施設を廃止したとき。
  - (2) 認証を受けた施設に係る事業を廃止したとき。
- 2 認証事業者は、自ら認証を辞退しようとする場合は、速やかに知事に認証辞退届出書（様式第4号）を提出しなければならない。

(施設への立入り等)

- 第10条** 知事は、必要に応じて、食品衛生監視員（法第30条第1項の規定による食品衛生監視員をいう。）に認証に係る施設に立ち入り、当該認証に関する衛生管理の履行状況について調査させることができる。

2 知事は、前項の規定による調査の結果、認証事業者が行う衛生管理が認証基準に適合しないと認めるときは、認証事業者に対して、その改善を指示する。

(認証の取消し等)

**第11条** 知事は、認証事業者が次のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すことができる。

(1) 不正な手段によって認証を受けたとき。

(2) 前条第2項の指示に従わないとき。

(3) 法第6条の規定に違反し、法第54条または第55条第1項の規定による処分を受けたとき。

2 認証事業者は、前項の規定により認証を取り消されたときは、速やかに知事に認証書を返納しなければならない。

3 第1項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない食品事業者は、新たに第4条の申請をすることができない。

(認証のマーク)

**第12条** 知事は認証の標示として認証マークを定め、認証事業者は認証を受けた施設で製造された製品に当該マークを表示することができる。

(施設の公表)

**第13条** 知事は、認証を受けた施設の名称および所在地を公表するものとする。

(その他)

**第14条** この要綱に定めるもののほか、認証に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月28日から施行する。

## 別表 1（第 3 条関係）

施設の種類		施設の定義
調理部門	仕出し弁当調製施設	法第 52 条の規定による飲食店営業の許可を受けた次の施設をいう。 ① 仕出し弁当または料理を調製し、配送する施設 ② 店頭で注文に応じて仕出し弁当または料理を調製し、販売する施設
	給食施設	学校、病院、社会福祉施設、事業所等において、特定の人に継続して食事を提供する施設で、法第 52 条の規定による飲食店営業の許可に係るものまたは食品衛生法施行条例第 5 条第 1 項の規定による届出に係るものをいう。
	旅館・ホテル	法第 52 条の規定による飲食店営業の許可を受けた旅館またはホテルをいう。
	飲食提供施設	法第 52 条の規定による飲食店・喫茶店の許可を受け客席を設けて飲食物を提供する施設で上記以外の施設をいう。
製造部門	そうざい・漬物製造施設	法第 52 条の規定による飲食店営業またはそうざい製造業もしくは福井県食品衛生条例第 2 条の規定による漬物製造業の許可を受けた次の施設をいう。 ① そうざい・漬物を製造し、卸売りする施設 ② 店舗内でそうざい・漬物を製造し、店頭で販売する施設
	めん類製造施設	法第 52 条の規定によるめん類製造業の許可を受けた施設をいう。
	菓子製造施設	法第 52 条の規定による菓子製造業の許可を受けた施設をいう。
	食品製造・加工施設	1 法第 52 条もしくは福井県食品衛生条例第 2 条の規定による許可を受けた施設で、上記以外の施設。 2 法もしくは福井県食品衛生条例による許可を必要としない、食品製造または加工施設。

## 別表 2（第 4 条関係）

- 1 施設の構造および設備の配置を明示した施設の図面
- 2 別表 3 の第 2 の基準を満たすことを証する書類
- 3 別表 3 の第 3 の 1 に規定する衛生管理書
- 4 別表 3 の第 4 の基準を満たすことを証する書類
- 5 別表 3 の第 5 の基準を満たすことを証する書類
- 6 別表 3 の第 6 の基準を満たすことを証する書類

## 別表 3（第 5 条関係）

### 1 調理部門

仕出し弁当調製施設、旅館・ホテル、給食施設、飲食提供施設  
(第 1 から第 6 まで省略)

## 2 製造部門

そうざい製造施設、漬物製造施設、めん類製造施設、菓子製造施設、食品製造・加工施設  
(第1から第6まで省略)